令和７（2025）年４月１５日
台中日本人学校

体験入学希望保護者　様

体験入学実施要項

１　体験入学資格

（１）原則として台湾に在住し，日本人学校以外の学校に在学し，日本国籍をもっている子女を対象とする。

（２）定数は各学年２人とする。（５月１日受付開始，メール先着順）
HP にある「体験入学申請書」に必要事項をご記入の上，データを添付してメールする。

（３）日本語を理解し，教員の指示に従い，授業に参加できる。
面談で判断する。

（４）学校の決まりを守ることができる。
以上の条件を満たさない場合は体験入学を認めない。または，途中退学の場合もある。

２　体験入学の目的と体験後の扱い

本事業の目的は，対象となる子女に日本の教育を体験させることである。したがって，本校への編入学として扱うものではない。

３　体験期間

１学期終業式（7/18）までのおよそ３週間

４　保護者への確認事項

（１）授業料は，体験期間に関わらず，授業料は１ヶ月分を納入する。

（２）当該子女の登下校は，保護者の責任において行う。
申し出により、スクールバスの利用は可能である。
スクールバス利用料は，１ヶ月分を納入する。
ただし，利用期間が１５日間以下の場合は月額の半額とする。

（３）校内での怪我等について，学校の保険は適用しない。

（４）当該期間に必要とした教材費等は，保護者が実費にて支払う。

（５）体験入学期間については，学校と協議の上決定する。その際，学校の行事および学年の事情を優先する。

５　提出物と面接

当該子女の体験入学を希望する保護者は，当該子女の「パスポート」の写しを提出するとともに面接を行う。

６　その他

その他，体験入学に係る必要事項については，学校長が定める。